

藤井寺市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、藤井寺市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、特別の事項を調査審議する必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員（以下「部会員」という。）は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は、部会員のうちから会長が指名し、副部会長は部会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和2年3月26日条例第6号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。